

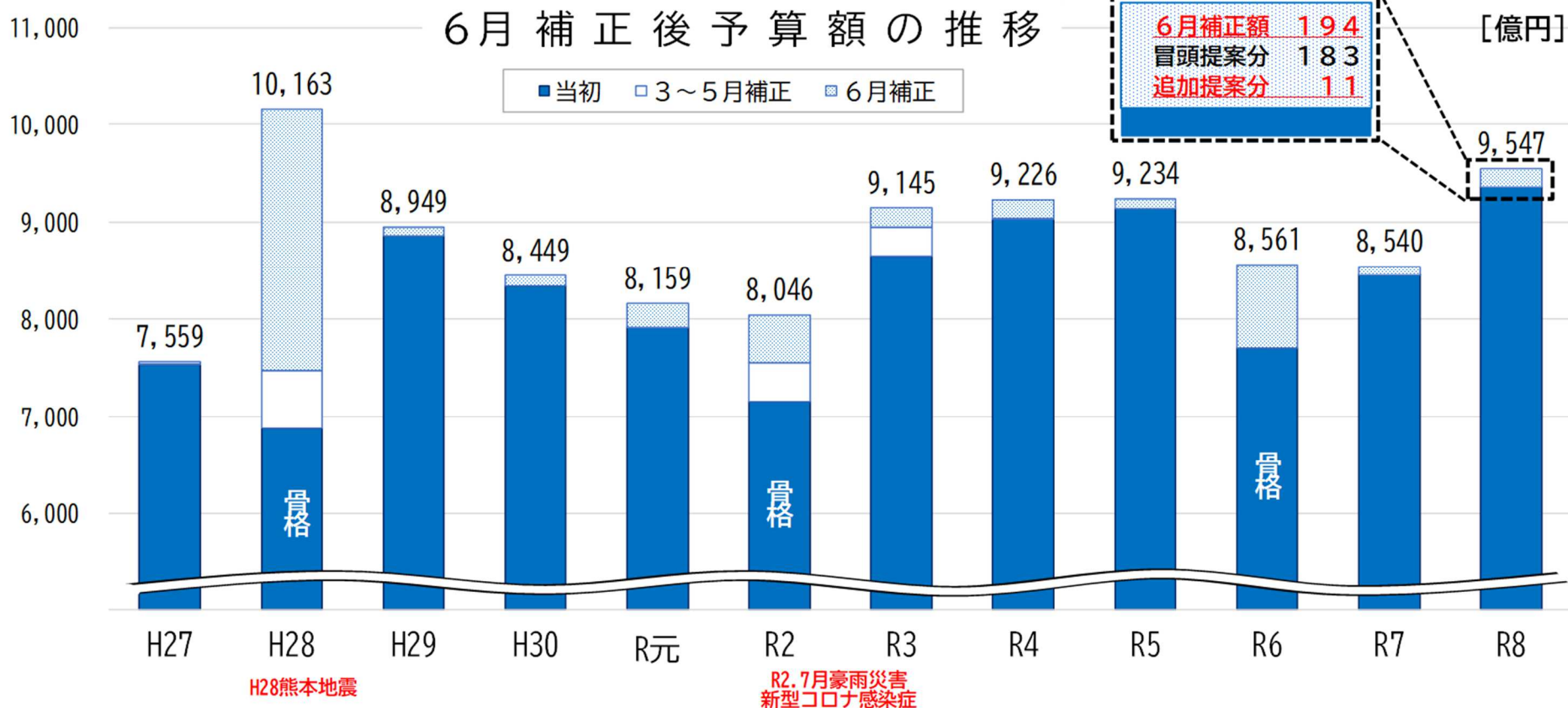
令和8年度6月補正予算(追加提案)の概要

【補正規模】 (単位：百万円)

・ 現計予算額	935,336 ()
・ 6月補正予算額(冒頭提案分)	18,255 ()
・ 6月補正予算額(追加提案分)	1,101 ()
6月補正後予算額(+ +)	954,692

(③の財源内訳) 国庫支出金 1,101 ()
うち重点支援交付金 1,091

表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



令和8年度6月補正(追加提案分)に係る事業

予算額11億1百万円(-)
()内の計数は一般財源。以下同じ

国の補正予算の成立を踏まえた、地域の実情に応じた生活者・事業者への支援に必要な事業について、補正予算を計上

国補正予算への対応

11億1百万円(-)

- | | | |
|---|---|-------------|
| 1 | エネルギー価格高騰に対する支援 | 10億82百万円(-) |
| | エネルギー価格高騰の影響を受けるLPガス使用世帯、LPガス利用事業者及び特別高圧受電契約事業者に対する支援 | |
| 2 | 農林水産事業者への支援 | 19百万円(-) |
| | 電気料金高騰等の影響を受ける農業水利施設の施設管理者に対する支援 | |

1 エネルギー価格高騰に対する支援

【国補正予算への対応】

予算額10億82百万円(-)

エネルギー価格高騰対策生活者緊急支援事業[消防保安課]
エネルギー価格高騰対策緊急支援事業[エネルギー政策課]

令和5年度に国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象となっていないLPガス使用世帯、LPガス利用事業者及び特別高圧受電契約事業者に対して県が支援制度を創設

今回、中東情勢に伴う原油価格高騰に対する国の事業(対象期間:令和8年7~9月)と期間を合わせ、引き続き事業を継続することで、エネルギー価格高騰の影響の緩和を図る

1 LPガスを利用する生活者への緊急支援

LPガス使用世帯に対し、定額で支援を実施

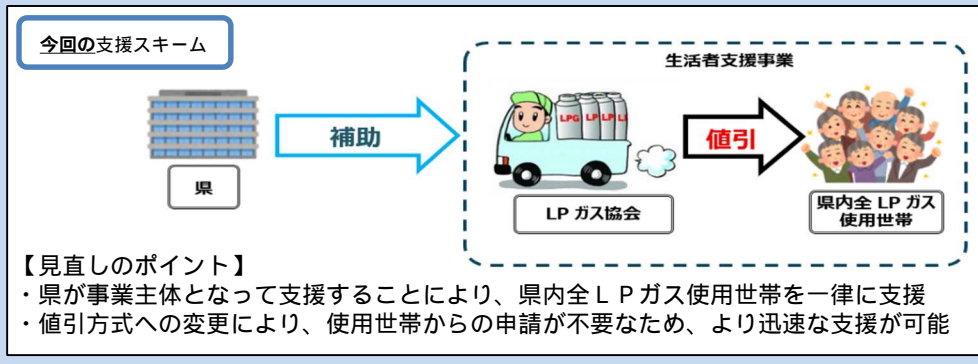
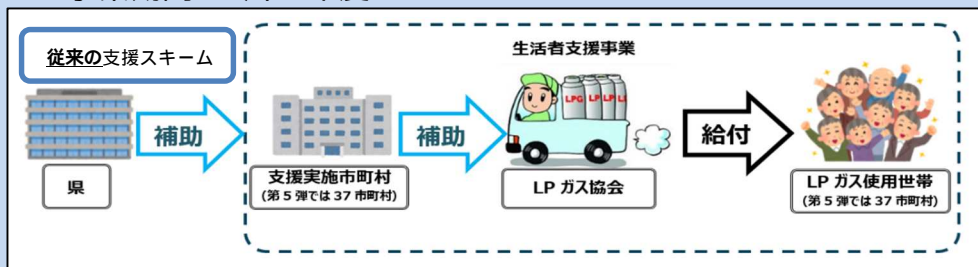
全体事業費:5億56百万円

負担割合:県10/10 **重点支援交付金**

事業内容:1世帯当たり1,000円を支援

事業主体:県

事業期間:令和8年度



2 LPガスを利用する事業者への緊急支援

LPガスを利用する事業者に対し、定額又は使用量に応じた支援を実施

全体事業費:78百万円 負担割合:県10/10 **重点支援交付金**

事業内容:1事業者あたり2,000円を支援

今回から、定額補助については、生活者支援と同様に給付方式から値引き方式に変更

但し、高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設(3t以上)の許可及び届出事業者は、毎月の使用量に0.4円/m³を乗じた額を支援

実施主体:県

事業期間:令和8年度

3 特別高圧受電契約事業者への緊急支援

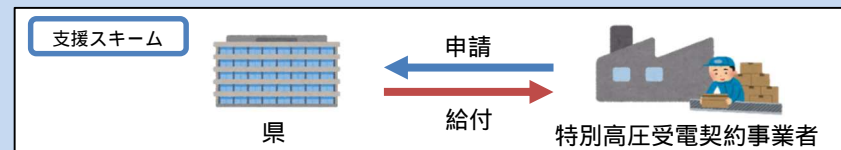
特別高圧受電契約事業者に対し、使用量に応じた支援を実施

全体事業費:4億49百万円 負担割合:県10/10 **重点支援交付金**

事業内容:電気使用量に0.9円(7、9月分)及び1.2円(8月分)を乗じた額を支援

実施主体:県

事業期間:令和8年度



2 農林水産事業者への支援

【国補正予算への対応】

予算額19百万円(-)

[農地整備課]

農業水利施設は、食料安全保障や国土保全、健全な水循環の維持・形成などに寄与しているが、維持管理費に占める電気料金等の割合が高いことから、施設管理者への影響が大きい

足元の影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図るため、電気料金等の高騰分の一部を支援する

<現状・課題>

電気料金等の高騰に伴い、農業水利施設の施設管理者の負担は増加

維持管理費の負担増に伴い、運転回数の減など農業水利施設の機能の不安定化による農作物への影響や、経常賦課金の上昇による農家等の経営圧迫が懸念

農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、農業生産性の低下、農家の支出増加による経営圧迫を防ぐため、足元の影響を緩和させることが必要



揚水機場



排水機場

<事業概要>

全体事業費：34百万円（県事業費：19百万円）

事業内容：

(1) 農業水利施設省エネルギー化推進事業 22百万円（県事業費：13百万円）

省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、電気料金等の高騰分の一部を補助

【支援対象施設】

国営造成施設及びその関連施設

維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が30%以上かつ200万円以上、又は25%以上かつ2,000万円以上の施設管理者が管理する施設

(2) 農業水利施設電気料金高騰対策事業 12百万円（県事業費：6百万円）

土地改良区が管理する(1)の対象とならない農業水利施設の電気料金等の高騰分の一部を補助

負担割合：(1) 国7/10、市町村等3/10

国4/10、県1.5/10 重点支援交付金、市町村1.5/10、土地改良区等3/10

(2) 県1/2 重点支援交付金、土地改良区1/2

事業主体：(1)市町村、土地改良区等、(2)土地改良区

支援期間：(1)(2)令和8年6月1日から9月30日まで

<イメージ図>

